

ご存知ですか？ 2024年4月1日より

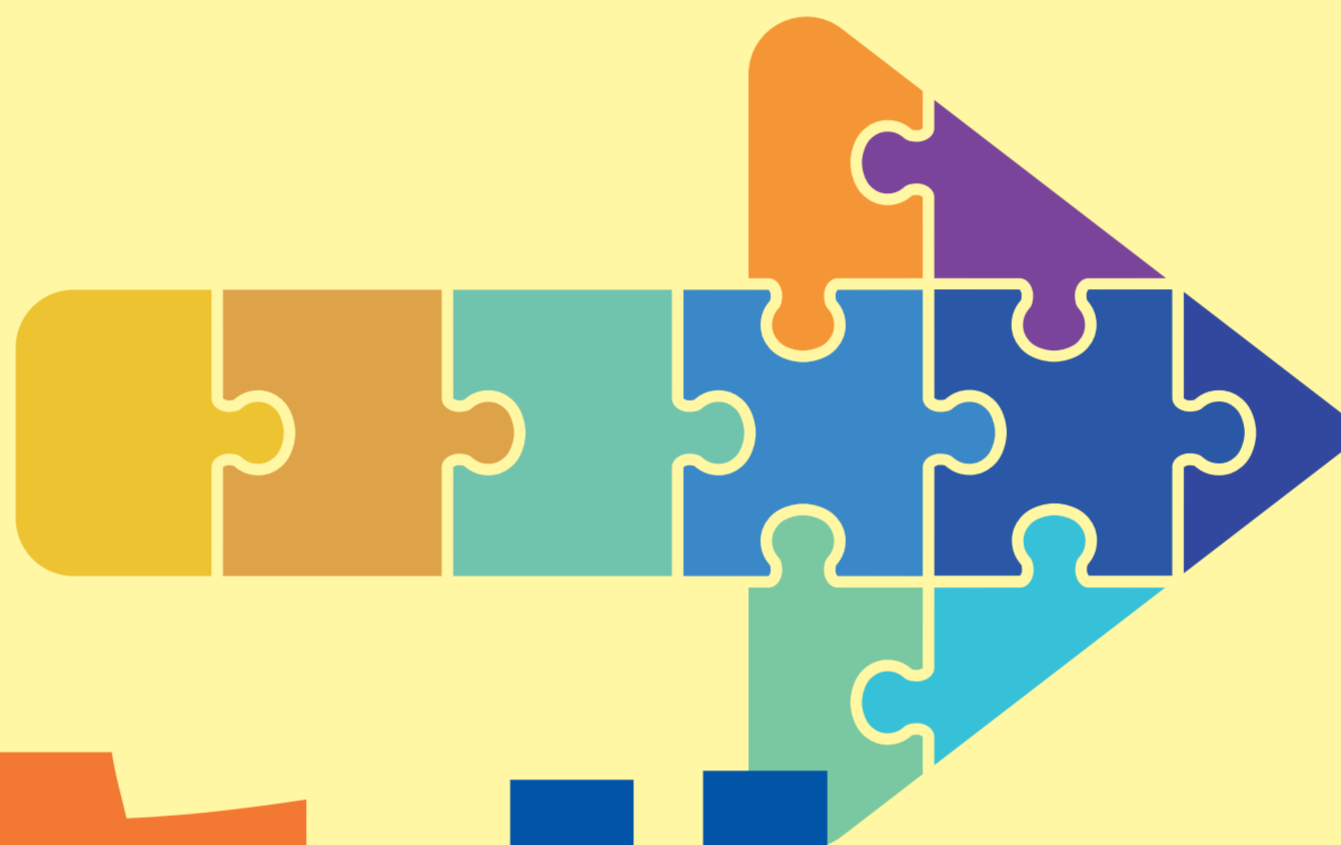
「事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供」が、義務化。

カンタンに言えば

自分の会社・お店で

“**できる**ことから始める”

というルール。



できるルール

どんな会社の現状でも“**できる**”ことがあります。

たとえば！

車いすの方が来店され、
車いすのまま食事することを希望

お店の椅子を外してスペースを
確保すれば、車いすのまま
食事してもらうことが“**できる**”。



まず、ここからスタート！

会話によるコミュニケーションが困難で、
支援が必要な人と、やり取りしやすくする
ためのツールです。状況に合わせて使用
できます。必要に応じてダウンロードおよび
印刷してご利用ください。

こちらから
ダウンロード



お問い合わせ先

福井県 健康福祉部 障がい福祉課 共生社会グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 電話 0776-20-0338

障害者差別解消法に
ついての詳細はこちら

